

幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）の利用者負担額（保育料）

母子家庭の世帯等以外

令和元年10月～

階層区分		1号（教育標準時間のみ）利用者負担額	
1	生活保護世帯		0円
2	市町村民税非課税（所得割非課税含む）	第3子	0円
		第2子	0円
		第1子	0円
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第3子	0円
		第2子	0円
		第1子	0円
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第3子	0円
		第2子	0円
		第1子	0円
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第3子	0円
		第2子	0円
		第1子	0円

母子家庭の世帯等

階層区分		1号（教育標準時間のみ）利用者負担額	
1	生活保護世帯		0円
2	市町村民税非課税（所得割非課税含む）		0円
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第3子	0円
		第2子	0円
		第1子	0円

（参考）

- ① 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税により決定します。
- ② 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）は適用されません。
- ③ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、小学校、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している兄・姉がいる場合には、そのうちの最年長の児童から順に数えて、第2子は半額、第3子以下は無料となります。
ただし、市町村民税所得割課税額が77,100円以下（階層2から3）の世帯については、地方税法上の扶養親族（兄・姉）がいる場合には、上の子の年齢を問わず、第2子は半額、第3子以下は無料となります。
- ④ 『母子家庭の世帯等』とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等のことをいいます。
- ⑤ この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
- ⑥ 日置市立幼稚園を利用する場合の保育料は、別に定めます。
- ⑦ 満3歳以上の児童は利用者負担額が無償化されます。

保育所・認定こども園（保育所機能）の利用者負担額（保育料）

母子家庭の世帯等以外

令和元年10月～

階層区分		2号・3号（保育認定） 利用者負担額				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
2	市町村民税非課税	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	0円	0円	0円	0円
		第1子	0円	0円	0円	0円
3a	市町村民税均等割のみ課税	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	5,550円	5,450円	0円	0円
		第1子	11,100円	10,900円	0円	0円
3b	市町村民税所得割課税額48,600円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	7,150円	7,000円	0円	0円
		第1子	14,300円	14,000円	0円	0円
4a1	市町村民税所得割課税額57,700円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	9,500円	9,300円	0円	0円
		第1子	19,000円	18,600円	0円	0円
4a2	市町村民税所得割課税額72,800円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	9,500円	9,300円	0円	0円
		第1子	19,000円	18,600円	0円	0円
4b	市町村民税所得割課税額97,000円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	13,450円	13,200円	0円	0円
		第1子	26,900円	26,400円	0円	0円
5a	市町村民税所得割課税額133,000円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	16,700円	16,450円	0円	0円
		第1子	33,400円	32,900円	0円	0円
5b	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	18,200円	17,950円	0円	0円
		第1子	36,400円	35,900円	0円	0円
6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	21,100円	20,750円	0円	0円
		第1子	42,200円	41,500円	0円	0円
7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	24,900円	24,500円	0円	0円
		第1子	49,800円	49,000円	0円	0円
8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	25,900円	25,500円	0円	0円
		第1子	51,800円	51,000円	0円	0円

母子家庭の世帯等（下記に該当する場合）

階層区分		2号・3号（保育認定） 利用者負担額				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
2	市町村民税非課税	0円	0円	0円	0円	
3a	市町村民税均等割のみ課税	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	0円	0円	0円	0円
		第1子	4,900円	4,800円	0円	0円
3b	市町村民税所得割課税額48,600円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	0円	0円	0円	0円
		第1子	6,500円	6,400円	0円	0円
4a	市町村民税所得割課税額72,800円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	0円	0円	0円	0円
		第1子	9,000円	9,000円	0円	0円
4b	市町村民税所得割課税額77,101円未満	第3子	0円	0円	0円	0円
		第2子	0円	0円	0円	0円
		第1子	9,000円	9,000円	0円	0円

（参考）

- ① 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税により決定します。
- ② 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）は適用されません。
- ③ 同一世帯の2人以上の就学前児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する場合には、最も年齢が高い児童は第1子とし全額、第2子は半額、第3子以下は無料となります。
ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満（階層2から4a1）の世帯については、地方税法上の扶養親族（兄・姉）がいる場合には、上の子の年齢を問わず、第2子は半額、第3子以下は無料となります。
- ④ 『母子家庭の世帯等』とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等のことをいいます。
- ⑤ この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
- ⑥ 3歳以上の児童及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の児童は利用者負担額が無償化されます。